

夫からの離婚請求，調停と裁判を経て，裁判上の和解により離婚成立に至ったケース

離婚

事案の概要

40代 女性 無職

相談者は，夫からの離婚請求に対して，離婚原因がないとして争っていました。夫は調停が不成立となると離婚訴訟を提起しました。訴訟提起時点で別居期間は2年半，その後，裁判期日が重ねられていきました。

相談者は，裁判途中で弁護士を交代することになり，当事務所に相談に来られました。

解決結果

既に裁判では事実関係については主張が尽されており，代理人として訴訟活動をはじめた時点で，別居期間は4年近くに及んでいました。婚姻費用がきちんと支払われていたために離婚に対しては消極的ではありましたが，「婚姻関係が破綻している」との認定が裁判所から出される可能性はありました。

そこで，ある程度有利な条件で裁判上の和解ができないか検討しました。そして，最終的には，相談者の所得をゼロとする養育費の金額，終期を大学卒業（六年制大学に進学した場合も含む）までとすること，大学進学時の入学金や授業料は折半とすること等を含んだ内容で和解に至ることができました。

担当弁護士からひとこと

明らかな離婚原因がない場合，離婚請求は長期に及ぶ可能性があります。

夫からの請求に対しては，婚姻費用がしっかりと支払われている場合には，離婚を先送りにする傾向も多くみられます。

とはいえ，裁判で判決が出される場合には，養育費や教育費についての細かい取り決めは当然できません。したがって，相談者の希望を察知して，流れを見極めた和解の申し入れが効果的になるのです。